

# 小平第三中学校 P T A 規約



小平市立小平第三中学校 P T A

東京都小平市鈴木町 1 - 3 1 1

電話 0 4 2 - 3 4 1 - 0 5 7 5

## 第1章 名称・事務所

第1条 本会は小平第三中学校PTAと称し、事務所を小平第三中学校に置く。

## 第2章 目的・活動

第2条 本会は学校と家庭と地域社会との緊密な連絡により、生徒の健康で幸福な成長をはかり、あわせて会員の教養を高めることを目的とする。

第3条 本会は第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 生徒の教育環境の改善につとめる。
- (2) 私費負担の軽減をはかり、公教育費の充実につとめる。
- (3) 会員相互の親睦をはかり、教養を高めること。
- (4) 生徒の校外生活指導、災害防止に関すること。
- (5) 生徒および会員の慶弔、表彰に関すること。
- (6) その他本会の目的遂行のため必要と認めたこと。

## 第3章 方針

第4条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第5条 本会は特定の政党や宗教にかたよることなく、本会の名において、いかなる営利的企業を支援することも、また他のいかなる職務（公私を問わず）の候補者を推薦することもできない。

本会および本会の役員はその名において、本会の本来の活動以外を目的とする団体およびその事業に関係をもってはならない。

第6条 本会は生徒の福祉のために活動する他の社会的諸団体および機関と協力する。

第7条 本会は自主独立のものであって、いかなるものの支配統制干渉も受けない。

第8条 本会は教育活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供するが、直接に学校の管理や教職員の人事に干渉しない。

## 第4章 会員

第9条 本会の会員は、小平第三中学校に在籍する生徒の保護者および教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務とを有する。

## 第5章 会計

第10条 本会の経費は会費、その他の収入および寄付をもって支弁する。

会費の額および資金獲得の種類を決定する場合は総会の承認を得なければならない。ただし、寄付行為があった場合は運営委員会の承認を必要とする。

第11条 会費は一世帯年額2,000円とし、納入方法は運営委員会に一任する。

第12条 本会の資産は第2章の目的達成以外には使用してはならない。

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第6章 役員および会計監査委員

第14条 本会の役員および会計監査委員は次のとおりとする。

(1) 構成

会長	1名	保護者
副会長	3名	保護者 2 副校長
書記	4名	保護者 3 教職員 1
会計	3名	保護者 2 教職員 1
会計監査委員	2名	保護者

(2) 任期

役員は任期は定期総会から定期総会までの1か年とする。同じ役職について1回限り再任してもよい。役員は連続3年をこえてはならない。

ただし、教職員より選出される場合はこの限りではない。

会計監査委員の任期は定期総会から定期総会までの1か年とする。

(3) 小平市立中学校PTA連合会の当番校の年度は、役員を増員することができる。

第15条 役員および会計監査委員選出のために候補者選考委員会をつくる。

委員の選出方法は、次のとおりとする。

(1) 各学級より1名選出する。

(2) 教職員の中から4名互選する。

候補者選考委員会の任務については別に細則に定める。

第16条 役員は兼任は認めない。ただし、役員は欠員が生じた場合は、運営委員会の承認を得て兼任又は補充を認める。

## 第7章 役員および会計監査委員の任務

第17条 役員および会計監査委員の任務は次のとおりである。

(1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をする。

(3) 書記は本会の議事を正確に記録し、各種の会合について通告する。

(4) 会計は本会のすべての金銭の収入、支出を正確に記録し、総会のつど収支を報告し、定期総会に当たって会計監査委員の監査を経て決算報告する。

(5) 役員会に各委員会および給食の担当者を置く。

(6) 会計監査委員はその年度の会計を監査し、結果を定期総会に報告する。

## 第8章 集 会

第18条 運営委員会は原則として毎月1回、役員会・各種集会は必要に応じて開かれる。

第19条 毎年次の総会を開く。

(1) 定期総会は年度始めに開催し、次のことを行う。

① 新会員の報告。

② 年度計画および年度予算その他緊急事項に関する審議、承認。

③ 役員および会計監査委員の承認。

④ 会計監査を経て年度決算報告の承認。

- (2) 臨時総会は随時必要に応じて開催する。
- 第20条 総会の日時、場所および議題は少なくとも5日以前に全会員に通告する。
- 第21条 総会の定足数は全会員の5分の1とし、議決は出席者過半数の同意を必要とする。  
ただし、総会審議に関する委任を認める。
- 第22条 臨時総会は次の場合に開くことができる。
- (1) 全会員の5分の1以上の要求があった時。
- (2) 運営委員の2分の1以上が必要と認めた時。
- 第23条 毎年委員総会を開く。
- (1) 委員総会は会長が召集する。
- (2) 委員総会は、本会の役員・会計監査委員・各学年委員・校外生活委員・広報委員・候補者選考委員の2分の1以上の出席によって成立し、議決は出席者過半数の同意を必要とする。
- (3) 委員総会は次のことを行う。
- ① 各学年委員会・校外生活委員会・広報委員会・候補者選考委員会の正副委員長、各委員の紹介。
- ② 各委員会の年間活動計画の審議、承認。
- 第24条 校長はあらゆる会議に出席して意見をのべることができる。

## 第9章 委員会の選定および任務

- 第25条 委員会には運営委員会・各学年委員会・校外生活委員会・広報委員会・特別委員会および候補者選考委員会がある。
- 第26条 運営委員会は、本会の役員・各学年委員会・校外生活委員会・広報委員会・候補者選考委員会の正副委員長および各学年委員・校外生活委員（ブロック長）・給食委員によって構成される。
- 第27条 運営委員会は委員の2分の1以上が出席しなければ成立しない。
- 第28条 運営委員会の任務は次のとおりである。
- (1) 総会に次ぐ議決機関とする。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- (2) 各種委員会によって立案された活動計画を審議し承認する。
- (3) 運営委員会だよりを発行する。
- (4) 総会に提出する報告書および議案書を作成する。
- (5) 必要ある場合特別委員会を設ける。
- (6) その他会員より委任された事務を処理する。
- (7) その他細則等改正変更の審議および承認。
- 第29条 各学年委員会は、各クラスより選ばれた2名の学級委員で構成される。  
学年委員会の任務は、次のとおりである。
- (1) 学年委員会は、学級から出された会員の意見、希望をとり入れて活動し、学年内の連絡調整にあたる。
- (2) 学級委員は、学級内の会員相互の親和をはかり、教育上の諸問題等について話し合う。
- 第30条 校外生活委員は各地区ごとに1名以上選出し、各ブロックにわかれ、それぞれ1名の代表を選ぶ。  
校外生活委員会の任務は次のとおりである。  
校外生活指導、非行化防止に協力し、地域社会問題を検討する。

- 第31条 広報委員は、各学級より1名選出する。  
広報委員会の任務は次のとおりである。  
PTAの活動を記録し会員に知らせ、会員の声をPTA活動に反映させ、学校と家庭の意見交換の場として広報誌を発行する。
- 第32条 給食委員は、小平市の定めた、献立作成委員もしくは、共同調理場運営委員に任命された本会の会員が担当する。  
給食委員の任務は次のとおりである。  
学校給食が十分な効果をあげるように協力し、生徒の健全な食生活を推進するものとする。
- 第33条 各学年委員会、校外生活委員会、広報委員会の正副委員長は、その委員会の互選により選出し、副委員長2名としてうち1名は教職員とする。
- 第34条 運営委員会は、本規約の施行に必要な事項を定める。

## 第10章 規 約 改 正

- 第35条 規約は総会において、出席者の3分の2以上の賛成により改正できる。  
ただし、改正案の提出については、総会5日以前にその内容を全会員に通告しなければならない。

- 付 則
- (1) 本規約は昭和36年4月 1日より実施する。
  - (2) 本規約は昭和39年4月 1日より実施する。
  - (3) 本規約は昭和41年4月 1日より実施する。
  - (4) 本規約は昭和44年4月 1日より実施する。
  - (5) 本規約は昭和47年3月 3日より実施する。
  - (6) 本規約は昭和49年2月16日より実施する。
  - (7) 本規約は昭和50年4月26日より実施する。
  - (8) 本規約は昭和53年4月 1日より実施する。
  - (9) 本規約は昭和57年4月 1日より実施する。
  - (10) 本規約は昭和58年4月 1日より実施する。
  - (11) 本規約は昭和61年4月26日より実施する。
  - (12) 本規約は平成 元年4月 1日より実施する。
  - (13) 本規約は平成 4年4月18日より実施する。
  - (14) 本規約は平成13年5月 1日より実施する。
  - (15) 本規約は平成19年5月 8日より実施する。
  - (16) 本規約は平成21年5月 7日より実施する。
  - (17) 本規約は平成25年5月 2日より実施する。
  - (18) 本規約は平成28年5月 9日より実施する。
  - (19) 本規約は平成29年5月 1日より実施する。

## 細 則

- 第1条 役員および会計監査委員選出のための選考委員会（以下候補者選考委員会という）は、第6章第15条により選出された候補者選考委員により構成する。  
候補者選考委員会は互選により正・副委員長を選出する。
- 第2条 選考委員は候補者と兼任することはできない。

第3条 候補者選考委員会は役員選出に関する一切の事業を行う。

第4条 候補者の推薦方法は次のとおりとする。

- (1) 会員は1. 2年生各クラスより適任者を2名以上選出する。  
ただし、一度、本部役員または委員長を経験した会員は選出されても辞退することができる。  
また、一度、副委員長を経験した会員は、その生徒に限り\*選出されても辞退することができる。(平成23年度以降の副委員長経験者に適用する)  
※校外生活委員においてのその生徒とは、当該年度に複数在籍する場合、本人が一人の子を選出時に指定する。
- (2) 運営委員会より若干名を選考することができる。
- (3) 候補者選考委員会は適任者を推薦することができる。

第5条 候補者選考委員会は推薦された候補者を招き、話し合いにより役職に定数の候補者を決定する。

どうしても決定できない場合のみ新入生の会員からも補充できるものとする。

第6条 前条によって選出された候補者は、総会において会員の承認を得なければならない。

第7条 各委員会は最終の委員会において、今年度の反省とひきつぎ事項をまとめる。

第8条 規約第3条第4項の活動を行うため、地区(ブロック)を下記のとおり定める。

- (1) 天神町地区
- (2) 回田町地区
- (3) 鈴木町1丁目東地区
- (4) 鈴木町1丁目南地区
- (5) 鈴木町1丁目西地区
- (6) 花小金井・鈴木町2丁目地区

第9条 サークル活動

- (1) 会員は希望によりサークル活動をすることができる。サークルを新設する場合は運営委員会で認められることを要する。
- (2) サークルの運営は自主運営とする。
- (3) 小平市立PTA連合会に関係する行事に参加する場合、参加費はPTAが負担する。
- (4) 各サークルは、PRのために広報誌を活用することができる。

第10条 8組からの委員選出について

- (1) 原則として学級委員を少なくとも1名選出する。
- (2) 他の委員についても状況に応じて適用する。

第11条 年度途中の入退会に際する会費の扱いは次のように定める。

- (1) 入会に際する扱い  
2学期中の入会は半額納入。  
3学期中の入会は納入金なし。
- (2) 退会に際する扱い  
1学期中の退会は半額返金する。

第12条

- (1) 本部役員及び委員長の経験者は、各委員に選出されても辞退することができる。
- (2) 各委員の経験者は、その生徒に限り\*各委員に選出されても辞退することができる。ただし、委員の選出に支障をきたす場合は、この限りではない。

※校外生活委員においてのその生徒とは、当該年度に複数在籍する場合、本人が一人の子を選出時に指定する。

(注：委員とは、学級、広報、校外生活、候補者選考、給食、会計監査のこと。)

第13条 部活動において、全国大会規模の出場の際しお祝い金を拠出することができる。金額については、都度の協議とする。

付 則

- (1) この細則は昭和47年 3月 3日から施行する規約と同時に実施する。
- (2) この細則は昭和49年11月21日より実施する。
- (3) この細則は昭和50年12月13日より実施する。
- (4) この細則は昭和54年 2月 8日より実施する。
- (5) この細則は昭和57年 4月 1日より実施する。
- (6) この細則は平成13年 3月 3日より実施する。
- (7) この細則は平成14年 3月 2日より実施する。
- (8) この細則は平成19年 3月 6日より実施する。
- (9) この細則は平成20年 1月18日より実施する。
- (10) この細則は平成20年 4月 1日より実施する。
- (11) この細則は平成22年 2月16日より実施する。
- (12) この細則は平成24年 2月27日より実施する。
- (13) この細則は平成25年 5月 2日より実施する。
- (14) この細則は平成26年12月 2日より実施する。
- (15) この細則は平成28年 4月 1日より実施する。
- (16) この細則は平成29年 5月 1日より実施する。

## 慶 弔 規 定

第1条 本規定はPTA会員ならびに生徒の慶弔を定めたものである。

第2条 本規定で会員とは、生徒の保護者ならびに教職員をいう。

第3条 本規定は第2条に該当するもので、死亡、転退職のあった場合に下記の表を適用する。

第4条 各条項、適用表に規定されていない事項で、慶弔の必要が生じた場合は、運営委員会において協議するものとする。

付 則

- (1) この規定は昭和47年 4月 1日より実施する。
- (2) この規定は昭和49年12月12日より実施する。
- (3) この規定は昭和53年 4月 1日より実施する。
- (4) この規定は昭和57年 7月 5日より実施する。
- (5) この規定は平成13年 3月 3日より実施する。
- (6) この規定は平成21年 5月 7日より実施する。

事 由	対 象	金 額
弔 慰 金	会 員	5, 0 0 0 円
	生 徒	5, 0 0 0 円
	教職員配偶者	3, 0 0 0 円
転 退 職	教 職 員	3, 0 0 0 円
慶事について	会 員	協 議

付 表

